

# 家族信託・個人による 活用事例

⑪

-遺留分給付型信託-

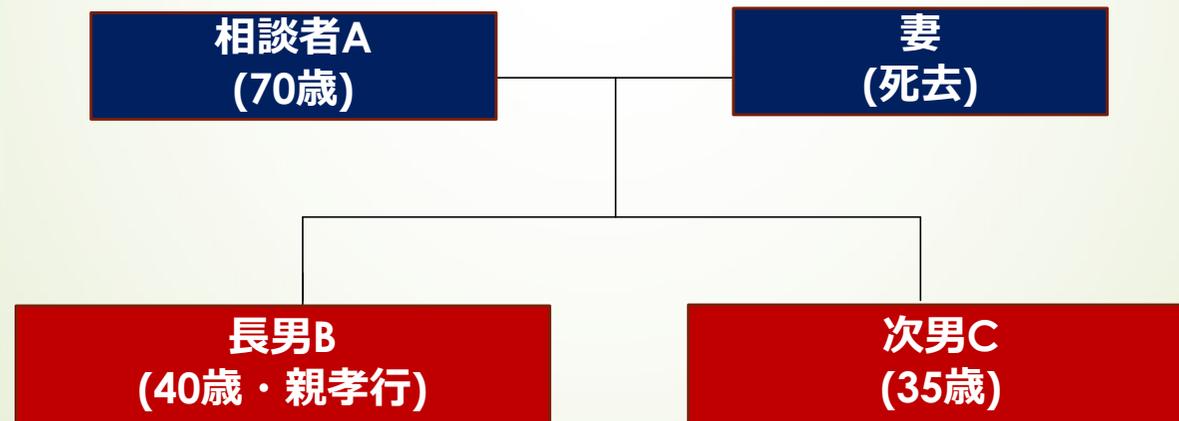


# 1.事例の概要

①相談者：A氏(70歳)東京都在住

②事例背景：

- A氏は長男B氏(40歳)と、次男C氏(35歳)がいる
- 長男B氏は素直な性格・現在A氏と同居・自慢の親孝行な息子である
- 次男C氏は親不孝者である
- A氏は、**全財産を長男B氏に相続させたい**
- C氏は、**親の財産は必ず貰うと宣言している**



## 2.家族信託以外の対策例・その課題点



### 1.対策例①：遺言を作成

- 全財産を長男Bに相続させると遺言を書く
- 長男Cについて→裁判所に相続人排除申立する

### 2.対策例①の課題点：

- 相続人排除は、単なる親不孝程度では認められる可能性が少ない
- 相続になれば必ず次男Cが遺留分を請求してくる
- かつ、全ての不動産は長男Bと次男Cとの共有物となる

相談者Aの財産状況

資産概要	金額	備考
自宅不動産	時価 5,000万円	-
投資用不動産	時価 9,000万円	-
預金等	5,000万円	

### 3.家族信託を活用した提案

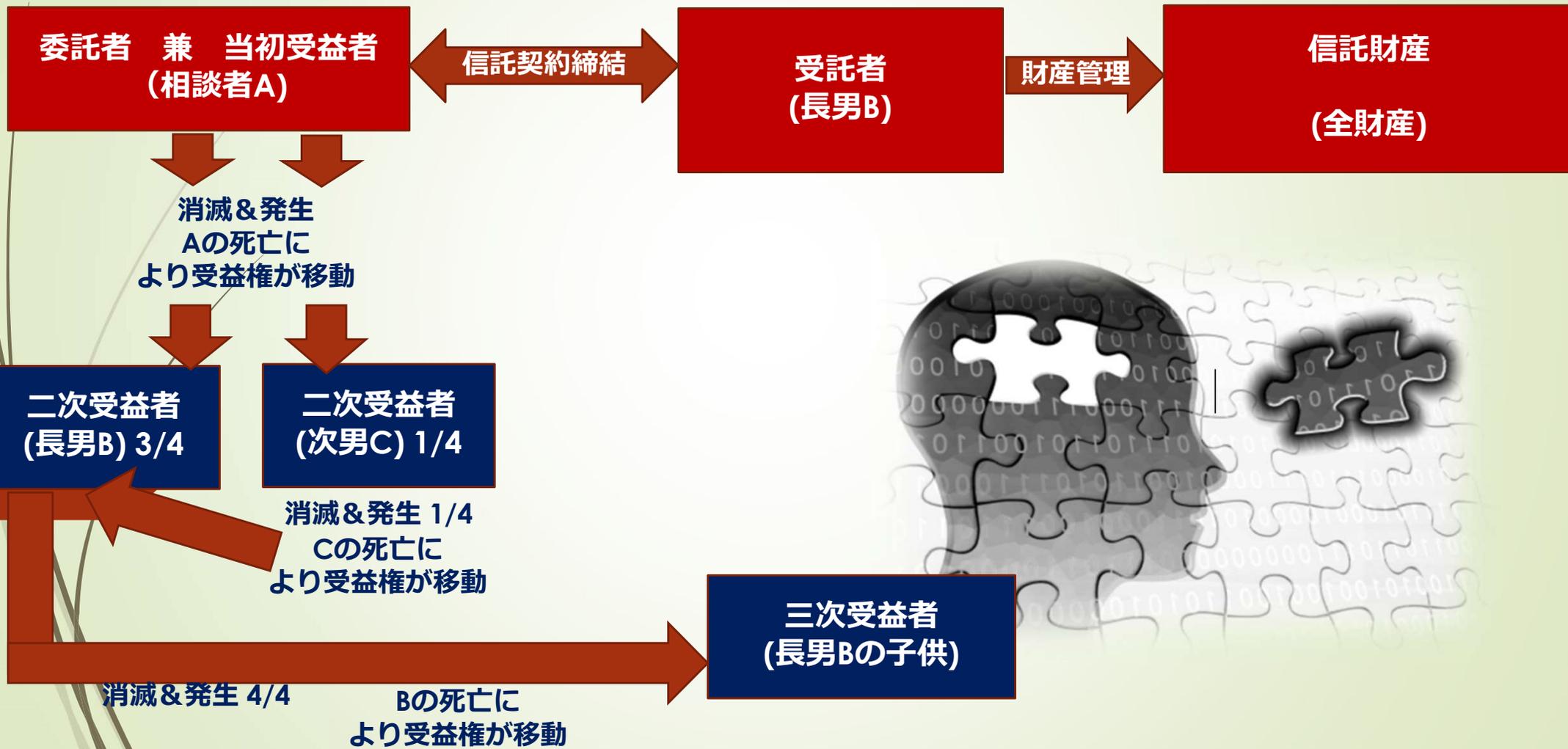
●対策例：A氏と、長男B・次男Cによる、家族信託契約を締結する

①具体的内容：信託契約の登場人物は以下の通りとする

- ・ **A氏を委託者兼当初受益者**とし…
- ・ **長男Bを受託者**とし…
- ・ **長男Bと次男Cを二次受益者**とし…
- ・ 全財産を信託財産とする家族信託契約を締結する
- ・ 二次受益者に与える **受益権割合を長男B・3/4／次男C・1/4**とし…
- ・ 更に、**三次受益者を長男B→四次受益者を長男Bの子供**とする
- ・ 受益権処分には、**受益者の過半数の合意が必要との特約**を付した契約とする



## 4.本事例のスキーム図



## 5. 家族信託を活用するメリット

- ① A氏死亡時に受益権1/4が次男Cに移動するので・・・
  - 「遺留分相当額」の権利を次男Cは受けることになり
  - 「遺留分請求権」自体が不可能となる
- ② A氏死亡時の受託者である長男Bは・・・
  - 「収益不動産賃料等」の1/4を、次男Cに都度給付するだけで良い
- ③ 不動産は既に受託者Bの名義となっており・・・
  - 「A氏死亡の影響を受けず」
  - 「そのままの名義」で、受益権一部が次男Cに渡す
- ④ 受益権には処分の制限が課されており・・・
  - 「勝手な受益権の処分」を、次男Cは行うことが出来ない
- ⑤ 次男Cの死亡後の受益権は・・・
  - 「長男Bまたは長男B子供」に移動するので
  - 「次男Cの相続人」に渡ることはない

### 相続対策・家族信託のタイミングはいつか？

#### ◆問題の顕在化と対策のタイミング

